

# TAX レポート

Available Information Report for Corporate Management

## 認定NPO 法人制度の改正

- 1 NPO法人制度の概要
- 2 認定NPO法人制度の概要
- 3 認定NPO法人となるための要件
- 4 認定NPO法人制度の改正経緯



# 1 NPO法人制度の概要

## 1 NPO法人制度とは

20世紀は、行政が社会経済システムにおいて大きな役割を担っていました。公益に関しても「何が公益的サービスか」「誰がその担い手か」などについて、その判断は行政にゆだねられ、サービス提供も行政により一元的に供給されてきました。しかし、社会が成熟し、住民の価値観が多様化してきた現在において、何が公益的サービスであるかを画一的に判断し、実施するだけでは、住民の満足を確保することが難しくなっています。加えて、地方公共団体の財政は逼迫しており、行政だけで公益的役割を果たすことが困難になってきました。

そこで、民間での公益的サービスを継続して行える環境づくりの一環として特定非営利活動促進法を1999年に制定し、特定非営利活動法人(NPO法人)が法制化されました。このことにより、個々人で行ってきたボランティア活動などが組織的に行えるようになり、市民レベルでの公益的活動の担い手になりました。

## 2 NPO法人となるためには

### 1 NPO法人の活動分野

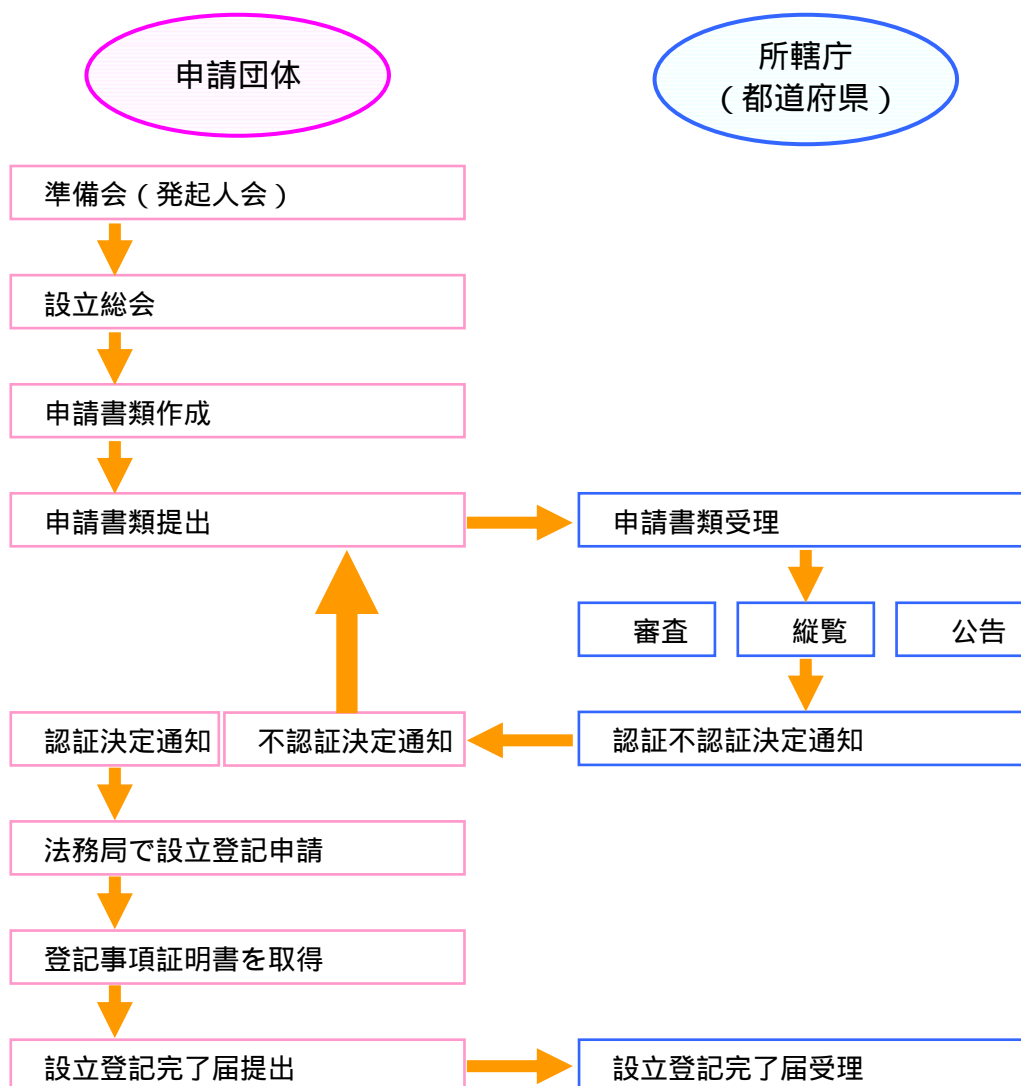
特定非営利活動促進法に定められた特定非営利活動法人(NPO法人)の活動分野は次の通りです。

保健、医療又は福祉の増進を図る活動  
社会教育の推進を図る活動  
まちづくりの推進を図る事業  
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動  
環境の保全を図る活動  
災害救助活動  
地域安全活動  
人権の擁護又は平和の推進を図る活動  
国際協力の活動

- 男女共同参画社会形成の促進を図る活動
- 子どもの健全育成を図る活動
- 情報化社会の発展を図る活動
- 科学技術の振興を図る活動
- 経済活動の活性化を図る活動
- 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 消費者の保護を図る活動
- 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## 2 設立までの流れ

NPO法人設立までの流れは、以下の通りです。



## 2 認定NPO法人制度の概要

### 1 認定NPO法人とは

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき、一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く）を言います。

認定NPO法人に認定された場合は寄付する側において税制上の恩典が与えられ、認定NPO法人に対しての寄付金は特定公益法人に対する寄付と同様に取り扱いされます。

### 1 認定の有効期間

認定の有効期間は、国税庁長官の定める日から5年間とされています。また、認定期間の延長や更新の手続きがないため継続して認定を受けたい場合は、有効期間が終了するまでに再度申請する必要があります。ただし、認定NPO法人の要件を満たさなくなるなど一定の場合に該当するときには認定が取り消され、取消し後は認定の効力を失います。

### 2 認定等の通知

国税庁長官は、NPO法人からの認定申請に対し、認定を行った場合にはその旨を通知することとされています。また、認定をしないことを決定したとき又は認定を取り消されたときには、その旨及びその理由を認定申請を行ったNPO法人又は、認定を取り消されたNPO法人に通知することとされています。

### 3 認定の公示

国税庁長官は、認定NPO法人の認定を行ったときは官報において次の事項を公示することとされています。なお、公示した事項に変更があったとき又は認定を取り消したときについても同様に公示することとされています。

認定NPO法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
------------	------------	--------	---------

## 3 認定NPO法人となるための要件

### 1 認定NPO法人の要件

認定NPO法人になるためには、国税庁長官の認定を受ける必要があります。認定を受けるための手続きは、申請書に添付書類を添え、主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に申請しなければなりません。

ただし、認定NPO法人の認定を受けるためには一定の要件を満たしていることが必要となります。

実質判定期間において次の要件を満たしていることが申請の前提条件になります。

収入金額に占める寄付金の割合（PST）が20%以上であること。  
事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること。  
運営組織及び経理が適切であること。  
事業活動の内容が適正であること。  
情報公開を適切に行っていること。  
所轄庁に対して事業報告書などを提出していること。  
法令違反、不正の行為、公益性に反する事実等がないこと。  
設立の日から1年を超える期間が経過していること。

#### 実績判定期間

実績判定期間とは、パブリック・サポート・テスト等の認定要件の判定対象となる期間のことで、認定の申請を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年（実績判定期間の特例の適用を受ける場合は2年）内に終了した各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいいます。

## 1 寄附金の収入割合要件

認定NPO法人の適用を受けようとするNPO法人の実質判定期間におけるPST（パブリック・サポート・テスト）の割合が20%以上であることが要件とされています。

PSTの割合とは、経常収入金額のうち寄付金等収入金額の占める割合のことをいいます。

実質判定期間における

$$\frac{\text{寄付金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} = > 1/5 \quad (20\%)$$

$$\frac{\text{受入寄付金総額} + \text{一定の要件を満たす社員の会費} - \text{控除金額 A}}{\text{総収入金額} - \text{控除金額 B}}$$

控除金額 A

一人当たりの基準限度超過額

同一のものからの寄付金の合計額のうち受入寄付金総額の10%を超える部分の金額

1,000円未満の小額寄付

匿名寄附金

控除金額 B

国等の補助金等

国等からの委託の対価

匿名寄附金

## 2 共益的な活動の割合要件

認定NPO法人の適用を受けようとするNPO法人の実質判定期間における事業活動のうち、共益的な活動の占める割合が50%未満であることが要件です。

### 共益的な活動とは

会員のみを対象とした物品の販売やサービスの提供  
会員のみが参加する会議や会報誌の発行  
特定のグループや特定の地域などに便益が及ぶ活動  
特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

## 3 運営組織及び経理の要件

認定NPO法人の適用を受けようとするNPO法人の運営組織及び経理処理について一定要件があります。

### 組織要件

役員の数のうち、役員及びその役員と親族関係（配偶者・3親等以内の親族）を有する者で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が1/3以下であること。  
役員の数のうち、特定の法人の役員や従業員で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が1/3以下であること。

### 経理要件

公認会計士若しくは監査法人の監査を受ける又は青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存していること。  
支出した金銭について費途が不明なものはなく、帳簿に虚偽の記載はしていないか。

## 4 事業活動の内容の要件

認定NPO法人の適用を受けようとするNPO法人の事業活動についての要件は次の通りです。

宗教活動及び政治活動は行っていないこと。

役員や社員、寄附金者に対し特別の利益を与えていないこと。

営利を目的とした事業を行う者や、宗教活動及び政治活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄付を行っていないこと。

実績判定期間において次の割合が80%以上であること。

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費（円）}}{\text{収支計算書における事業費の総額（円）}}$$

\*事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した支出で管理費以外のものをいいます。

実績判定期間において次の割合が70%以上であること。

$$\frac{\text{特定非営利活動の事業費に充てた額（円）}}{\text{受入寄付金の総額（円）}}$$

助成金の支給を行った場合又は200万円超の海外送金を行う場合には、事前又は事後にその内容を記載した書類の提出が必要となることを理解していること。

## 5 情報公開の要件

認定NPO法人の適用を受けようとするNPO法人は、次に掲げる書類について公開できることが要件とされています。

特定非営利活動促進法に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等。

役員報酬又は従業員給与の支給に関する規定。

支出した寄附金の額並びに相手先及び支出年月日を記載した書類。

海外への送金又は金銭の持ち出しに関する書類。

資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類。

## 4 認定NPO法人制度の改正経緯

### 1 平成 22 年度改正

平成 22 年度税制改正により、認定特定非営利活動法人制度について次のような改正が行われました。

#### 1 特例措置の延長

特定非営利活動法人のパブリック・サポート・テスト等の実績判定期間を 2 年とすることができる特例の適用期限が、初回の認定申請について 1 年延長されました。

実績判定期間を 2 年とすることができる特例措置については、平成 23 年 3 月 31 日までに初回の認定申請を行う認定NPO法人について適用を受けることができることとされました。

ただし、平成 22 年 4 月 1 日現在において認定有効期間内にある認定NPO法人が、平成 22 年 4 月 1 日以後に 2 回目以降の認定申請を行う場合の実績判定期間は、5 年（原則）のみとなります。

この特例の適用を受ける場合には、認定申請書の「その他の参考事項」欄に、その旨を記載してください。

実績判定期間が 5 年・2 年のいずれの場合であっても、認定の有効期間は 5 年となります。

## 2 添付書類等の簡素化

### (1)

事業報告書など、既に内閣府又は都道府県に提出した書類については、申請書等への添付が不要となりました。

改正により、内閣府又は都道府県に提出した事業報告書などについては、国税庁又は国税局（所）が内閣府又は都道府県から提出を受けることになりました。

改正に伴い、認定申請書の添付書類及び認定有効期間内の各事業年度に係る事業年度報告書類のうち、既に内閣府又は都道府県に提出した事業報告書などについては、添付が不要となりました。

尚、認定NPO法人が、特定非営利活動促進法に規定する事業報告書などを内閣府又は都道府県に提出していることが認定要件に追加されました。

この改正は、平成22年4月1日以後に提出する認定申請書及び平成22年4月1日以後に終了する事業年度に係る事業年度報告から適用されます。

### (2)

寄附者名簿について、初回の認定申請書の添付書類であることが明確化されるとともに、各事業年度の報告書類から除外されました。また、寄附者名簿を5年間保存することが義務付けられました。

今回の改正により、寄附者名簿について、初回の認定申請書の添付書類（実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を添付）であることが明確化されるとともに、認定有効期間内の各事業年度に係る事業年度報告書類から除外されました。

これに伴い、認定NPO法人において、認定有効期間内の各事業年度の寄附者名簿を作成し、これを、各事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間保存することが義務付けられました。

5年間の保存義務に違反した場合には、認定の取消事由に該当することとなりますのでご注意ください。

これらの改正は、寄附者名簿の申請書への添付及び報告書類からの除外については、平成22年4月1日以後に提出する初回の認定申請書及び平成22年4月1日以後に終了する事業年度に係る事業年度報告から適用され、寄附者名簿の保存については、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

## (3)

「報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項」が、各事業年度の報告事項及び閲覧事項から除外されました。

今回の改正により、「報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項」が、各事業年度の報告事項及び閲覧事項から除外されました。

これに伴い、認定申請書又は認定有効期間内の各事業年度に係る事業年度報告の提出書に添付する「認定要件チェック表(付表)」及び「租税特別措置法施行令第39条の23第1項第5号二に定める事項を記載した書類」の様式が一部変更されました。

新様式については、国税庁ホームページの「認定NPO法人制度」の「申請書様式」に掲載していますのでご利用ください。

この改正は、平成22年4月1日以後に提出する認定申請書及び平成22年4月1日以後に終了する事業年度に係る事業年度報告から適用されます。

注：認定申請時には、認定要件を満たす旨を説明する書類として、従前どおり、報酬又は給与の支給状況等を記載した書類を添付する必要があります。

## (4)

「社員の親族割合又は特定法人等割合に関する事項」が、各事業年度の報告事項及び閲覧事項から除外されました。

今回の改正により、「社員の親族割合又は特定法人等割合に関する事項」が、各事業年度の報告事項及び閲覧事項から除外されました。

これに伴い、認定申請書又は認定有効期間内の各事業年度に係る事業年度報告の提出書に添付する「認定要件チェック表(付表)」及び「租税特別措置法施行令第39条の23第1項第5号二に定める事項を記載した書類」の様式が一部変更されました。

新様式については、国税庁ホームページの「認定NPO法人制度」の「申請書様式」に掲載していますのでご利用ください。

この改正は、平成22年4月1日以後に提出する認定申請書及び平成22年4月1日以後に終了する事業年度に係る事業年度報告から適用されます。

(5)

「財産の運用及び事業運営の状況等」の書類については、2回目以降の認定申請の際には、既に各事業年度の報告書類に記載した事項の記載が不要とされました。

今回の改正により、2回目以降の認定申請の際には、認定申請書の添付書類の「財産の運用及び事業運営の状況等」の項目のうち、認定有効期間内の各事業年度の報告事項と同内容の事項については、記載不要となりました。

これに伴い、認定申請書又は認定有効期間内の各事業年度に係る事業年度報告の提出書に添付する「認定要件チェック表(付表)」及び「租税特別措置法施行令第39条の23第1項第5号二に定める事項を記載した書類」の様式が一部変更されました。

新様式については、国税庁ホームページの「認定NPO法人制度」の「申請書様式」に掲載していますのでご利用ください。

この改正は、平成22年4月1日以後に提出する2回目以降の認定申請書から適用されます。

### 3 所得税の寄附金控除

個人が支出した特定寄附金(認定NPO法人への寄附金が含まれます。)に係る所得税の寄附金控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。

この改正は、平成22年分以後の所得税から適用されます。

## 2 平成 22 年度以前の改正

NPO法人の法律が平成 10 年 12 月から施行された以降関係法令の変更に伴い、NPO法も幾多の改正がされてきました。このうち平成 20 年度税制改正において認定NPO法人制度が改正されております。

### 平成 20 年度の認定NPO法人制度の改正

#### 認定有効期間の延長

2年から5年に延長される。

#### パブリック・サポート・テストに関する要件見直し

##### 実質判定期間におけるPSTの割合

5分の1以上とする特例の適用期限延長（平成 23 年 3 月 31 日まで）。

##### 実績判定期間内の各事業年度におけるPSTの割合

改正前は 10 分の 1 以上が改正後は廃止となる。

##### 実質判定期間の延長 2年から5年に延長

認定有効期間の延長に合わせて実質判定期間も延長される。

##### 受入寄附金総額から控除する一者当たり基準限度超過額

同一の者からの寄附金の合計額のうち受入寄附金総額の 5 %相当額を超える部分を 10 %相当に変更。

社員からの寄附金で、その親族等からの寄附金を同一のものからの寄附金とみなす規定は適用しない。

総収入金額から除かれる国等からの補助金又は委託の対価に一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人からの補助金又は委託の対価を追加する。

##### 小規模法人の特例

PSTの割合を 5 分の 1 以上に引下げる。

##### 運営組織に関する要件の見直し

社員の親族等及び特定の法人にかかる要件（3分の1以下）を廃止する。